

# シンガポールにおける 信託・相続・資産管理

## 当部門の概要

“Edmund Leow SCはデントنز・ロダイク法律事務所の信託・相続・資産管理グループを主導し、富裕層、プライベートバンク、信託会社に対し、個人税、信託、相続プラン等に関してアドバイスを提供しています。”

- The Legal 500 Asia-Pacific, 2019

巨額の財産を次世代に引き継ぐ富裕層世帯は、安全な資産管理や処分が行えるよう専門家アドバイスを必要としています。そして、クライアントの相続を管理する金融機関も、未然に紛争を防ぎ、紛争が生じた場合も上手く解決できるよう、専門家によるリーガルアドバイスを必要としています。

こうしたご相談はぜひ、当事務所の優秀な信託、相続、資産管理グループにお任せください。当部門では相続及び信託プランニング、財産の保護、タックスプランニング、承継プランニング、遺書、トラスト、相続及び信託管理、寄贈、婚前・婚後・その他の家族間の取り決め、信託会計、相続・信託関連訴訟、資産管理の代理といった分野で幅広く対応しております。

こうした領域では個々人で異なる特徴を有し、多く気をつけるべき点があります。現在及び将来にわたるご自身の財産の守るには経験豊富なアドバイザーが必要となります。良き相談役、無条件で信頼できる相手、緊急事態にも

対応してくれる人物を必要とするでしょう。当事務所は、シンガポールのみならず世界中のあらゆる法域に渡って、我々一つの事務所で相続計画から死後の相続や信託の問題への対応を問わず、これら全ての側面に対応しています。是非当事務所の弁護士に安心してお任せください。

当事務所ではご自身の目的実現の為に、法務、税務、ファイナンシャルプランに関して洗練された全般的なアドバイスを受けることができます。当事務所はクライアントご本人または受益者の長期的な金銭・相続プランニングの資産に関する要件に焦点を当て、もしくは当座の個人的な問題、財務状況、相続、信託関連等の問題に対処します。遺言執行者や管財人に対しても、複雑な相続及び信託管理に関してアドバイスをご提供します。また、必要に応じ、経験豊富な訴訟弁護士と協働し、相続及び信託関連訴訟に対応することも可能です。

## 過去の代表案件

- 富裕層の個人またはその家族：富裕層向けに、特に国際間取引の伴った所得、キャピタルゲイン及び資産承継についてのタックスプランニングに関するアドバイス。
- 複数クライアント：一族の資産やビジネスが確実に承継するよう、遺書、トラスト、その他のスキーム構築及び実行に関するアドバイス。
- 匿名クライアント：脱税後の対応、それに対する免責や税務当局への任意開示に関するアドバイス。
- 匿名クライアント：バンキング、信託、企業関連の機密情報に関する問題点や実質的所有者の開示に対するアドバイス。
- プライベートバンク及び信託会社：プライベートバンク及び信託会社に対し、反マネーマネーロンダリング規制、FATCA、CRA及びExchange of Information等の税務報告制度に関するアドバイス。
- Prime Asia Asset Management Pte Ltd：シンガポールを拠点とするファンドマネジメント及びマルチファミリーオフィス運営会社に対し、規制当局からの許認可・コンプライアンス、ファンドストラクチャー、拠点拡大等に関連した幅広い法律問題についてアドバイス。また、彼らの富裕層クライアントへのマルチファミリーオフィスサービスやプライベートファンドサービスの提供に関するアドバイス。

## 受賞歴及びランキング

### The Legal 500 Asia Pacific, 2019 – 2020

- プライベート・ウェルス部門において受賞
- 「デントンズ・ロダイクの信託・相続・資産管理グループは、世界中の拠点間ネットワークを駆使し、富裕層の個人及び家族、企業経営者、信託会社、プライベートバンクに対し、法務、税務、ファイナンス、複雑な相続・信託関連訴訟対応に関しアドバイスを提供している。」(2020年)
- 「当部門ヘッドのEdmund Leowは個人税、土地信託に関する税、相続プランニングに豊富な経験を有している。また、Seow Jia Xian と Kia Meng Lohは高い節税効果のタックスストラクチャーの構築や税務訴訟について各々精通している。」(2020年)

### ALB SE Asia Law Awards, 2020

- Private Wealth Law Firm of the Year

## お問い合わせ



### Edmund Leow, SC

Senior Partner  
D +65 6885 3613  
[edmund.leow@dentons.com](mailto:edmund.leow@dentons.com)



### Loh Kia Meng

Chief Operating Officer  
and Senior Partner  
D +65 6885 3888  
[kiameng.loh@dentons.com](mailto:kiameng.loh@dentons.com)



### Ng Sook Zhen

Partner, Head of Japan Desk  
D +65 6885 3673  
[sookzhen.ng@dentons.com](mailto:sookzhen.ng@dentons.com)



### Erika Hayashi

Senior Legal Executive, Regional  
Practice Group (Japan Desk)  
D +65 6885 3855  
[erika.hayashi@dentons.com](mailto:erika.hayashi@dentons.com)



### Tanabe Yasuhiko

Foreign Lawyer  
D +65 6885 3837  
[yasuhiko.tanabe@dentons.com](mailto:yasuhiko.tanabe@dentons.com)

© 2021 Dentons. デントンズ・ロダイク&デヴィッドソンLLP法律事務所は、シンガポールにおいて登録番号T07LL0439Gに登録された有限責任パートナーシップであり、デントンズグループのグローバル・リーガル・プラクティスのメンバーです。本書面は、法的助言を提供することやその他のアドバイスを提供することを目的に作成された文書ではありません。従って本書面の内容に依拠されたり、何らかの行動をとることは如何なる形態であってもお控え下さい。

当事務所は、一切の情報について、守秘情報として扱うことに同意されたことを前提に提供します。お客様が守秘情報を当事務所に提供し、その後当事務所に依頼されなかった場合、当該開示情報と関連性のある事件において別のクライアントを代理する可能性がある点につきご留意ください。本書面は弁護士による法律業務の広告です。その他の法的開示事項については、[dentons.rodyk.com](http://dentons.rodyk.com) をご参照下さい。

© 2021 Dentons. Dentons is a global legal practice providing client services worldwide through its member firms and affiliates. This publication is not designed to provide legal or other advice and you should not take, or refrain from taking, action based on its content. Please see [dentons.com](http://dentons.com) for Legal Notices.

CSBrand-54644-Japanese-TEWP-Flyer\_01 – 31/03/2021